

35 朝鮮人学生生徒の在学証明書発給に關し留意方通牒

〔昭和十年十月〕

警保局保発甲第五〇号

昭和十年十月四日

割印

内務省 警保局長 印

文部省普通学務局長殿

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件

(注記 3) 標記ノ件ニ関シテハ客年八月十一日文部省官普第一六九号ヲ以テ文部次官ヨリ各直轄学校長、公立私立各大学長、専門学校

長、高等学校校長並地方長官宛御通牒相成リ、其ノ証明書ニハ必ズ本人ノ写真ヲ貼付スベキコトヲ指示セラレ其ノ後各学校ニ於

テハ概ネ右御通牒ノ趣旨ニ基キ之ガ発給ヲ為サレツツ有之候ヘ共、一部学校ニ在リテハ今尚依然トシテ写真ノ貼付ナキ証明書

ヲ発給セラルル向有之特別警戒実施〔等〕^(加筆)ニ際シ従事警察官ニ於テ屢々斯ル事実ヲ発見シツツアル実情ニ有之候素ヨリ本件ノ如

キハ学生在学証明書ノ不正使用ヲ防止スルト共ニ一面学生自身ノ便宜ヲ考慮シ創定セラレタル趣旨ト承ハリ候ヘバ各学校共一

斉ニ之ヲ励行スルコトニ依リ始メテ其ノ目的ヲ達シ得ル義ト被存候就テハ此ノ際貴官ニ於テ右実情御含ミノ上各学校長並地方

長官宛可然重ネテ御通牒被下候ハバ頗ル効果的カト被存候ニ付何分ノ御配慮相煩度得貴意候也

(下 札)

(加筆)
追而専門学務局長及実業学務局長宛同文ヲ以テ照会致置候条
御了知相成度申添候也

(注記4)

警保局保発甲第五〇号

昭和十年十月四日

内務省 警保局長 印

文部省実業学務局長殿

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客年八月十一日文部省官普第一六九号ヲ以テ文部次官ヨリ各直轄学校長、公立私立各大学長、専門学校長、高等学校長並地方長官宛御通牒相成り、其ノ証明書ニハ必ズ本人ノ写真ヲ貼付スベキコトヲ指示セラレ其ノ後各学校ニ於テハ概ネ右御通牒ノ趣旨ニ基キ之ガ発給ヲ為サレツツ有之候ヘ共、一部学校ニ在リテハ今尚依然トシテ写真ノ貼付ナキ証明書ヲ発給セラルル向有之特別警戒実施^(加筆)ニ際シ従事警察官ニ於テ屢々事実ヲ発見シツツアル実情ニ有之候素ヨリ本件ノ如キハ学生在学証明書ノ不正使用ヲ防止スルト共ニ一面学生自身ノ便宜ヲ考慮シ創定セラレタル趣旨ト承ハリ候ヘバ各学校共一齊ニ之ヲ励行スルコトニ依リ始メテ其ノ目的ヲ達シ得ル義ト被存候就テハ此ノ際貴官ニ於テ右実情御含ミノ上各学校長並地方長官宛可然重ネテ御通牒被下候ハバ頗ル効果のカト被存候ニ付何分ノ御配慮相煩度得貴意候也

(加筆)
追而専門学務局長及普通学務局長ヘモ同文ヲ以テ照会致置候
条御了知相成度申添候也

(注記5)

警保局保発甲第五〇号

昭和十年十月四日

内務省 警保局長 印

文部省専門学務局長殿

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客年八月十一日文部省官普第一六九号ヲ以テ文部次官ヨリ各直轄学校長、公立私立各大学長、専門学校長、高等学校長並地方長官宛御通牒相成り、其ノ証明書ニハ必ズ本人ノ写真ヲ貼付スベキコトヲ指示セラレ其ノ後各学校ニ於テハ概ネ右御通牒ノ趣旨ニ基キ之ガ発給ヲ為サレツツ有之候ヘ共、一部学校ニ在リテハ今尚依然トシテ写真ノ貼付ナキ証明書ヲ発給セラルル向有之特別警戒実施^(加筆)ニ際シ従事警察官ニ於テ屢々事実ヲ発見シツツアル実情ニ有之候素ヨリ本件ノ如キハ学生在学証明書ノ不正使用ヲ防止スルト共ニ一面学生自身ノ便宜ヲ考慮シ創定セラレタル趣旨ト承ハリ候ヘバ各学校共一齊ニ之ヲ励行スルコトニ依リ始メテ其ノ目的ヲ達シ得ル義ト被存候就テハ此ノ際貴官ニ於テ右実情御含ミノ上各学校長並地方長官宛可然重ネテ御通牒被下候ハバ頗ル効果のカト被存候ニ付何分ノ御配慮相煩度得貴意候也

(加筆)
追而普通学務局長及実業学務局長ヘモ同文ヲ以テ照会致置候
条御了知相成度

(注記6)

官普二七二号
定決裁
10月25日
文書課長
送発
10月25日
起案者
関口

昭和十年十月九日起案

- 学務課長 (堀池) 事務官 (伊藤)
- 普通学務局長 (河原)
- 専門学務局長代 (有光) 事務官 (清水)
- 実業学務局長代 (若松) (注記7)
- (吉田) (田中) (春山) (小島) (高橋) (美作) (宮坂) (石澤)

(注記8)

年月日

局長 (加筆) 局長名ハ備考ニ依リ記入ノコト

(加筆) 実業 16 (専門公立8)

(加筆) 27 公立私立大学長

実業専門ハ実業局長名

公立私立専門学校長

(加筆) 7 公立私立高等学校長

(加筆) 47 各地方長官

宛 (加筆) 専門

宛 (加筆) 専門

宛 (加筆) 専門

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件 (親展)

昭和九年八月十一日官普(第)一六九号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ

(抹消) 〔适当御〕処置方通牒致置キタル処今般内務省警保局長ヨリ

(抹消) 〔右ニ関シ〕〔更ニ〕別紙ノ通重ネテ要請有之タルニ付テハ〔事情〕

(加筆) 〔委細右ニテ〕御了知ノ上可然御取計相成度尚(地方長官ニ対シ

テハ、「特ニ私立学校ニツキテハ篤ト御留意御煩度」為念前回

通牒ノ要項付記ス

記

一、在学証明書ニハ本人ノ写真ヲ貼付シ之ニ印刻機等ヲ以テ契

印ヲ施ス等貸与改竄ノ虞ナカラシムルコト
一、時々在学証明書ヲ査閲シ恒ニソノ所在ヲ確メ紛失貸与ノ暇
隙ナカラシムルコト

一、在朝鮮入学生志願者ニ対シテハ本人着校シ正式ノ手續ヲ終了
スル以前ニ在学証明書又ハ車船賃割引券等ヲ送付セザルコ
ト

(地方長官ニ対シテハ右項ヲ加フルコト)

一、私立学校関係者ニシテ渡鮮ノ上生徒ヲ募集スル際ニハ特ニ
ソノ選抜監督ヲ嚴重ニシ不正渡航ノ方便ニ利用セラレザル
様注意スルコト

備考

別紙警保局長通牒写添付ノコト

一、公立私立専門学校中「実業専門学校長」ニ対シテハ

「実業学務局長」一名

二、「大学並高等学校長」(並「実業専門学校長以外ノ専門
学校長」)ニ対シテハ「専門学務局長」名ヲ用フルコト

第二案

年月日 局長

内務省警保局長宛

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件

昭和十年十月四日警保局保発甲第五〇号ヲ以テ〔本官並専門学
務局長及実業学務局長名〕御照会〔ノ〕標記ノ件了承別紙ノ通
〔夫々主管ノ各局長ヨリ〕公立私立各学校長並各地方長官宛通牒

相成タルニ付御了知相成度
備考

第一案写添付ノコト

(注記 1)

「秘」

(注記 2)

「文部省／官普272号／昭和10・10・10」

(注記 3)

「二七」(簿冊内件名番号)

(注記 4)

「秘」

(注記 5)

「秘」

(注記 6)

「完結」

(注記 7)

「記録掛／10・10・29／受領」

(注記 8)

「回付月日／10月10日実業／10月14日専門」

(下札)

①種別 よ一／聯繫 〓登録追加 〓件名 公私立大学等へ通牒
朝鮮人学生生徒ノ在学証明書発給ニ関シ留意方 例規類纂材料
／番号 官普二七二／結了年月日 昭一〇、一〇、二五／保存年
限 ムキ／枚数 9

〔自昭7年至昭10年 学生
生徒総規 第4冊〕文部省
⑤ 3A, 32-6, 2453